

令和7年度
東松島市重点対策加速化事業
補助金の手引き



SDGs・脱炭素社会推進課

目次

1	補助制度の概要等	2
2	補助対象設備一覧	3
	・ 太陽光発電設備（自家消費型）	
	・ 蓄電池	
	・ エネルギーマネジメントシステム（EMS）	
	・ 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）	
	・ 充放電設備（充放電設備・充電設備）	
	・ 高効率空調設備、高効率給湯器	
	・ 共通要件	
3	補助金申請の流れ	10
4	交付申請について	11
5	実績報告について	12
6	その他	13

1 補助制度の概要等

東松島市では、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減し、ゼロカーボンを達成するため、再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置する方を対象に補助金を交付する「東松島市重点対策加速化事業補助金」を予算の範囲内で実施します。

この補助金は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用します。

【共通の注意事項】

申請前に「東松島市重点対策加速化事業補助金交付要綱」を確認し、以下の点について、ご確認ください。

- 1 補助申請者は、令和6年4月1日（月）から令和8年2月27日（金）までの期間に補助対象の設備を契約から設置まで行い、かつ、実績報告書（設置・支払いの完了）を提出できる方が対象です。
- 2 市から交付決定を受ける前に補助対象の設備を設置した方は、東松島市重点対策加速化事業補助金事前着手届（様式第4号）を提出する必要があります。
- 3 申請受付は先着順で行い、予算額に達した時点で募集を終了します。また、予算の上限に達する同日に申請が複数あった場合は、抽選方式となります。
- 4 補助対象の設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する間（P15参照）、継続して使用する必要があります。
- 5 補助対象の設備が、他の法令又は予算制度に基づき国の補助を既に受けている又は受ける予定の場合は、補助の対象外となります。

2 補助対象設備一覧

◆太陽光発電設備（自家消費型）

（1）補助対象者

ア 市民

自らが市内に所有する住宅等（店舗併用住宅を含む）に居住している方、又は居住する予定の方。

イ 事業者

自社で市内に事業所等を所有し、事業活動をしている法人等

（2）補助額（率）

【市民】 7万円／kW（出力10kW上限）

【事業者】 5万円／kW（出力50kW上限）

【共通】 ソーラーカーポートを導入の場合 1／3

※太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値（小数点以下を切捨て）とし、補助金額は当該数値に補助単価を乗算して算出して下さい。

（3）交付要件

ア FIT制度（固定価格買取制度）の認定又はFIP制度（Feed-in-Premium）の認定を取得しないこと。

イ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

ウ 中古設備ではないこと。

エ 第三者所有型である電力購入契約（PPA）又はリース契約しないこと。

オ 発電量の30%以上を敷地内で自家消費すること。加えて事業者は、自家消費する電力を含めて50%以上を県内の需要家が消費すること。なお、設置翌月から12か月後までの利用状況のデータ提供をすること。また、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等の把握に関し、市の求めに応じデータ等の提供をすること。

カ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資産エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において適切な廃棄・リサイクルを実施すること。また、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

キ ソーラーカーポートの場合は、建築確認申請を行い、確認済証、検査済証の

提出ができること。

ク その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

※本補助金を活用して太陽光発電設備・ソーラーカーポート等を導入し、余剰電力を売電する場合、実績報告書に「電力受給契約確認書」を添付する必要があります。書類がそろわない場合は補助金交付が受けられないので、申請に際し、事業者と十分に工期を確認してください。

◆蓄電池

(1) 補助対象者

ア 市民

自らが市内に所有する住宅等（店舗併用住宅を含む）に居住している方、
又は居住する予定の方。

イ 事業者

自社で市内に事業所等を所有し、事業活動をしている法人等

(2) 補助額（率）

【市民】蓄電池の価格（円/kWh）の1/3（出力10kWh上限）

【事業者】蓄電池の価格（円/kWh）の1/3（出力50kWh上限）

※1,000円未満の端数切捨て

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池の数値（小数点第2位以下を切捨て）とし、補助金額は当該数値に補助単価を乗算して算出してください。

※家庭用4,800Ah・セル未満：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）
以下のみ対象となります。

※業務用4,800Ah・セル以上：19万円/kWh（工事費込み・税抜き）
以下のみ対象となります。

(3) 交付要件

ア 本事業で導入する太陽光発電設備（自家消費型）の付帯設備であること。

イ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、

ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

エ 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電池となるよう努めること。

オ 中古設備ではないこと。

カ 家庭用蓄電池の場合、次の（a）～（c）を満たすこと。

（a）蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(b) 蓄電池部安全基準について、蓄電池部が J I S C 8 7 1 5 - 2 又は I E C 6 2 6 1 9 の規格を満足すること。

(c) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 1 0 年以上の蓄電システムであること。(販売店保証等は含めない。) また、保証期間内の補償費用は無償であること。

※なお、(b) 蓄電池部安全基準を満たしているか、施工業者より、蓄電池基準確認書を提出いただきます。

キ その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

【補助額算定の参考例】

蓄電池容量 7 kW 設置費用 98万円

98万円 ÷ 7 kW = 14万円となり、1 kWh あたり 15.5万円

を超えないことから、設置費用の 1/3 として、32万6千円が補助額となる。

◆エネルギーマネジメントシステム（EMS）

（1）補助対象者

ア 市民

自らが市内に所有する住宅等（店舗併用住宅を含む）に居住している方、
又は居住する予定の方。

イ 事業者

自社で市内に事業所等を所有し、事業活動をしている法人等

（2）補助額（率）

【市民】 2／3（上限額20万円）

【事業者】 2／3（上限額133.3万円）

※1,000円未満の端数切捨て

（3）交付要件

ア 本事業で導入する太陽光発電設備（自家消費型）の付帯設備であること。

イ 次の（a）又は（b）のいずれかを満たすこと。

（a）平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、
熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行いデータを
収集・分析・評価できる機器であること。

（b）システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な
機器であること。（エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調
整制御に必要不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む）

◆車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）

（１）補助対象者

市 民 市内に居住している方。

（２）補助額（率）

【市 民】蓄電容量×1／2×4万円／kWh

※1,000円未満の端数切捨て

※経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限とする。

（３）交付要件

以下の１）、２）いずれかの要件を満たすこと

１）車載型蓄電池

ア 本補助金を活用して導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。

イ 原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。

ウ 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。

エ その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

２）ゼロカーボン・ドライブ車載型蓄電池

ア 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。

イ 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。

ウ その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

◆充放電設備（充放電設備・充電設備）

（１）補助対象者

市 民

自らが市内に所有する住宅等（店舗併用住宅を含む）に居住している方、
又は居住する予定の方。

（２）補助額（率）

【市 民】 $1/2$ （充放電設備 上限額 75万円・充電設備 上限額 35万円）

※1,000円未満の端数切捨

※経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄に限る。

（３）交付要件

以下の１）、２）いずれかの要件を満たすこと

１）充放電設備

ア 本事業で導入する太陽光発電設備及び車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）の付帯設備であること。

イ 充放電設備、充電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。

ウ その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

２）ゼロカーボン・ドライブ充放電設備

ア 原則として本事業で導入するゼロカーボン・ドライブ車載型蓄電池の付帯設備であること。

イ 充放電設備、充電設備について、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。
ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。

ウ 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄に限る。

エ その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

◆ 高効率空調設備、高効率給湯器

(1) 補助対象者

市 民

自らが市内に所有する住宅等（店舗併用住宅を含む）に居住している方、
又は居住する予定の方。

(2) 補助額（率）

【市 民】 1／2（1世帯あたり各1台を上限）

※1,000円未満の端数切捨て

- ・ 高効率空調設備（上限額5万円）※新規設置は補助対象外
- ・ 高効率給湯器（エコキュート・エコワン等）（上限額25万円）
- ・ エネファーム（上限額40万円）

(3) 交付要件

ア 従来の機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。

イ その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

高効率給湯器 補助対象の参考例

種類	交換前の給湯器	交換後の給湯器	補助対象
従来の給湯器	電気温水器	エコキュート	補助対象
	LPガス給湯器	エコワン	
	石油給湯器	エネファーム	
高効率給湯器	エコキュート・エコワン	エネファーム	補助対象
	エコキュート・エコワン	エコキュート・エコワン	補助対象外
	エネファーム	エネファーム	補助対象外

※参考例で補助対象であっても30%以上省CO2効果の要件を満たす必要があります。

※品番、製造年から空調設備比較が以下のサイトより可能です。

比較サイト 省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」



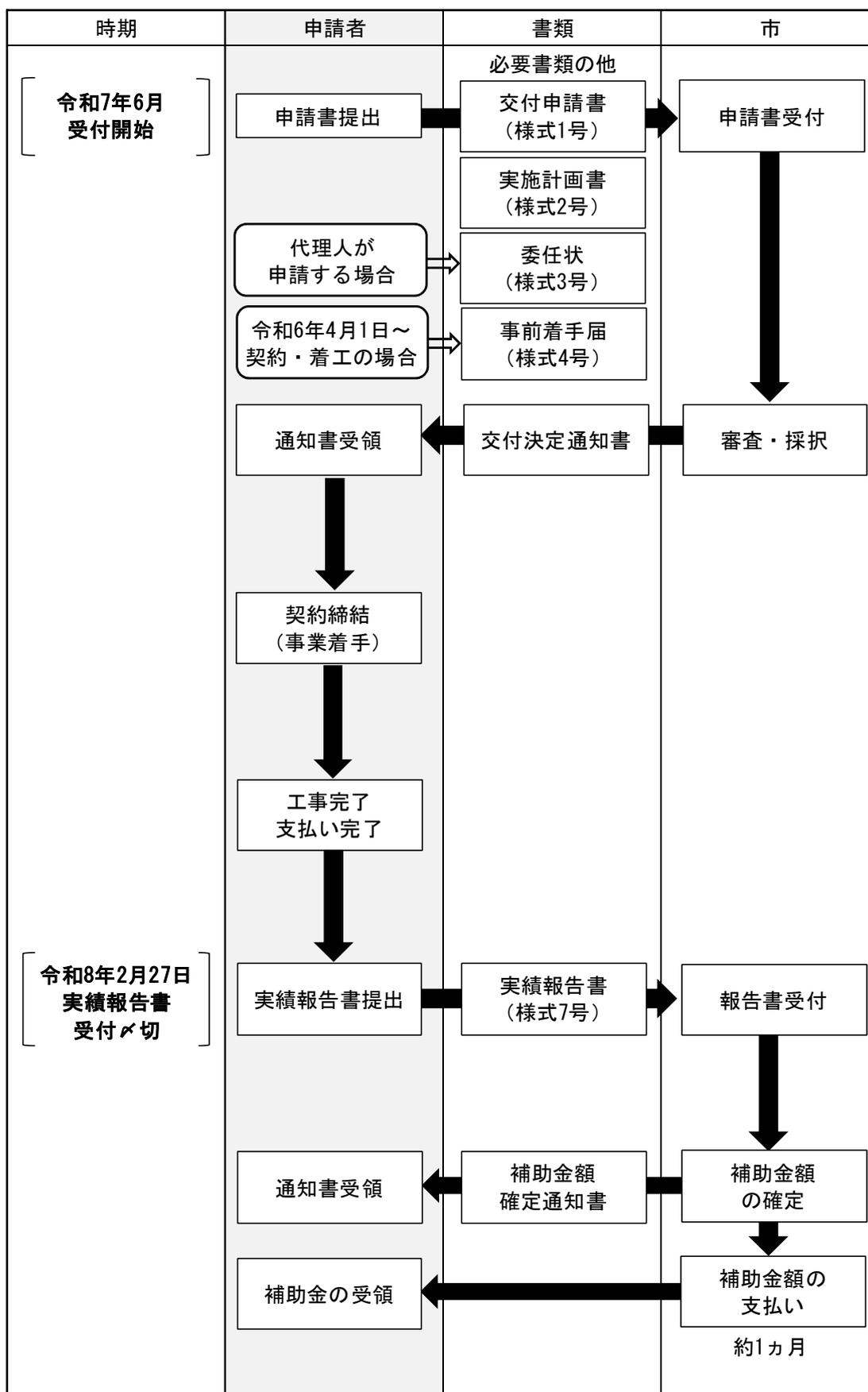
◆ 共通要件

(1) 市民又は事業者であること。

(2) 同一世帯内（自らを含む。）に、同一設備の補助金の交付を受けた者がいないこと。

- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 東松島市暴力団排除条例(平成24年東松島市条例第44号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 補助対象設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する間、継続して使用すること。
- (6) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を受けていないこと。
- (7) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(令和7年3月10日環地域事発第2503102号)の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。

3 補助金申請の流れ



4 交付申請について

(1) 受付期限

令和8年2月27日（金）まで（先着順）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分（土、日、祝を除く）

(3) 提出先

東松島市役所矢本庁舎 SDGs・脱炭素社会推進課（庁舎2階）

〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1

SDGs・脱炭素社会推進課「脱炭素補助金」担当宛て ※郵送の場合

(4) 提出書類

	提出書類	備考
1	東松島市重点対策加速化事業補助金交付申請書 (様式第1号)	記入例を参考に記載してください。
2	東松島市重点対策加速化事業補助金実施計画書 (様式第2号)	記入例を参考に記載してください。
3	交付申請額の根拠となる資料（見積書等） ※高効率空調機器・高効率給湯器の場合、複数 (2社以上)の見積書が必要。	設備及び工事費用の内訳が分かる 見積書を提出してください。
4	補助対象設備の仕様がわかる書類 (カタログ、パンフレット等)	設備の仕様がわかる書類を提出し てください。
5	省CO2を証明する書類（任意様式） ※高効率空調機器・高効率給湯器のみ	市の計算シート又は省CO2が分 かる書類を提出してください。
6	ソーラーカーポート設置に係る建築確認申請実 施確認書 ※ソーラーカーポートのみ	ソーラーカーポートを設置する場 合、書類を提出してください。
7	蓄電池基準確認書 ※蓄電池のみ	蓄電池を設置する場合、書類を提 出してください。
8	代理申請に係る委任状（様式第3号） ※代理申請者を定め申請する場合のみ	代理申請者を定め申請をする場 合、書類を提出してください。
9	代理人申請に係る委任状（様式第3号の2） ※設置事業者が申請する場合のみ	設置事業者が代理申請する場合、 書類を提出してください。
10	東松島市重点対策加速化事業補助金事前着手届 (様式第4号) ※交付決定前に契約・着工した方	交付申請前に契約・着工した方が 提出してください。

5 実績報告について

(1) 提出期限

事業が完了した日から30日以内又は**令和8年2月27日(金)**のいずれか早い日(必着)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分(土、日、祝を除く)

(3) 提出先

東松島市役所矢本庁舎 SDGs・脱炭素社会推進課(庁舎2階)

〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1

SDGs・脱炭素社会推進課「脱炭素補助金」担当宛て ※郵送の場合

(4) 提出書類

	提出書類	備考
1	東松島市重点対策加速化事業補助金実績報告書(様式第7号)	記入例を参考に記載してください。
2	製品保証書の写し	
3	補助対象設備の費用の支払いが確認できる書類(領収書等)	・領収書の宛名はフルネームで発行したものを提出してください。 ・内訳の分かる請求書等を提出してください。
4	設置状態を示す写真(自宅等の一部と機器が写るもの)	カラーサイズL判以上、設備の設置前後が分かる写真を提出してください。
5	交付決定者の振込先口座が分かる書類	通帳のコピーなど
6	電力受給契約確認書の写し ※ <u>太陽光発電設備、ソーラーカーポートのみ</u>	余剰電力を電力会社に売電する場合、提出してください。
7	建築確認済証、建築検査済証の写し ※ <u>ソーラーカーポートのみ</u>	ソーラーカーポートを設置する場合、書類を提出してください。
8	自動車検査証の写し ※ <u>車載型蓄電池のみ</u>	

※提出期限までに書類がそろわない場合は補助金交付が受けられません。申請に際し、事業者と十分に工期を確認してください。

6 その他

(1) 発電量等の報告（太陽光発電設備の申請者の方）

申請者は、太陽光発電設備設置翌月から12か月後までの発電量や自家消費量を太陽光発電自家消費率報告書（様式8号）により、市に報告する必要があります。また、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等のデータについて、市が情報提供を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事業の変更・中止

申請者は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに東松島市重点対策加速化事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を提出してください。

(3) 取得財産の管理義務・処分等の制限

申請者は、次の一覧表に掲げる耐用年数を経過するまで、適切に管理してください。また、市の承認を受けることなく、補助金の交付目的以外に使用・売却・譲渡・交換・貸付・担保に供することはできません。

法定耐用年数一覧表

区分	耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年
エネルギーマネジメントシステム（EMS）	5年
電気自動車（EV）	6年
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	6年
充放電設備（充放電設備・充電設備）	6年
高効率空調設備	6年
高効率給湯器	6年

(4) 提出書類等の様式

申請の様式等は、東松島市ホームページ又は下記二次元コードよりダウンロードできます。



【お問い合わせ先】

東松島市復興政策部 SDGs・脱炭素社会推進課

所在地：〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1

TEL：(0225) 82-1111

FAX：(0225) 82-1124